

○射水市フットボールセンター合宿等誘致促進事業補助金交付要綱

令和5年3月24日

告示第112号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、射水市フットボールセンター合宿等誘致促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿等 スポーツの振興や競技力の向上を図るため、宿泊施設を利用し、射水市フットボールセンター(以下「フットボールセンター」という。)を主な競技会場として2日以上の日程で開催されるスポーツ合宿又はスポーツ大会をいう。
- (2) 宿泊施設 射水市内に所在するホテル、旅館、民宿その他の宿泊に料金の支払いを必要とする施設をいう。
- (3) 県外参加者 富山県外に住所を有するスポーツ合宿等の参加者であって、宿泊施設を利用して宿泊する者をいう。
- (4) 移動用車両 県外参加者が宿泊施設及びフットボールセンターへの移動のために使用する車両で、市内に事務所又は事業所を有する旅客自動車運送事業を営業者が当該事業のために使用するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、県外の各種団体が参加するスポーツ合宿等の誘致を促進し、交流人口の拡大を通して地域の活性化を図るため、市内で開催されるスポーツ合宿等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、スポーツ合宿等を主催する法人その他の団体(以下「主催団体」という。)とする。

(交付の要件)

第5条 補助金の交付の対象となるスポーツ合宿等(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県外参加者の延べ宿泊人数が25人以上であること。

- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
- (3) 国又は地方公共団体が主催又は共催するものでないこと。
- (4) 市長が特に認める場合を除き、市から他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊費補助金 県外参加者の延べ宿泊人数に、2,000円を乗じて得た額とし、500,000円を限度とする。
- (2) 交通費補助金 次に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、県外参加者の延べ宿泊人数が200人未満の場合にあっては50,000円、200人以上の場合にあっては100,000円を限度とする。
  - ア 移動用車両の利用に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額
  - イ 20,000円に移動用車両の延べ使用台数を乗じて得た額

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする主催団体(以下「申請者」という。)は、射水市フットボールセンター合宿等誘致促進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下この条において「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、スポーツ合宿等の開催日の1月前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)又はスポーツ合宿等の開催内容を把握できる書類
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 宿泊計画を示す書類
- (4) 移動用車両の計画に関する書類
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに射水市フットボールセンター合宿

等誘致促進事業計画(変更・中止)承認申請書(様式第4号。以下この条において「変更承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合において、前条の規定による通知を受けた交付決定額(以下この条において「交付決定額」という。)と前項の規定により申請した変更後補助金交付申請額との差が交付決定額の20%未満であるときは、承認申請書の提出を省略することができる。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、射水市フットボールセンター合宿等誘致促進事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに、射水市フットボールセンター合宿等誘致促進事業実績報告書(様式第6号)(次条において「実績報告」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) 宿泊証明書(様式第9号)又は宿泊実績を証する書類
- (4) 移動用車両の実績を証する書類
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が第8条の規定により通知した額と同額の時は、確定の旨の通知を省略することができる。

(その他)

第13条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。